

平成27年8月7日

答申第565号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「報道局の職員数および拠点局・放送局・支局において報道に携わる職員数」について開示の求めがあった。

NHKは、平成25年度の報道局の職員数は開示したが、拠点局・放送局・支局において報道に携わる職員数については集計していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月7日（第221回審議委員会）

第580号諮問、審議、答申